

水野地域力向上委員会 規約

(名 称)

第1条 この会は、水野地域力向上委員会（以下「委員会」という）と称する。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、水野地域交流センターに置く。

(目 的)

第3条 委員会は、水野連区住民が安心して楽しく暮らすことができる街づくりに努め、多くの住民の参画を得ながら水野連区における地域力向上の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 水野連区地域力向上アクションプランの作成。
- (2) 連区内の関係団体との連携・協力体制の充実。
- (3) 水野連区地域力向上アクションプランに基づく諸活動の実施支援。
- (4) その他この委員会の目的を達成するために必要な事業。

(組 織)

第5条 委員会は、次に掲げる団体等で構成する。

水野連区連合自治会、水野地区社会福祉協議会、水野消防分団、水野小学校PTA、水野中学校PTA、水野連区子供育成協議会、水野川をきれいにする会、定光寺ほたるの里の会、水野婦人防火クラブ、水野民生委員・児童委員協議会、主任児童委員、少年センター、日赤水野奉仕団、水野地区保健推進員、水野まつり実行委員会、水野小学校、水野中学校、水北保育園、水北保育園保護者会、水野支所、その他。

(役 員)

第6条 委員会に次に掲げる役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 会計監査 | 2名 |
| (5) 顧問 | 若干名 |
| (6) 相談役 | 若干名 |
| (7) グループ委員長 | 若干名 |
| (8) 事務局長 | 1名 |
| (9) 事務局次長 | 1名 |

(役員を選任)

第7条 会長の選任は、役員会で選出し、総会での承認を得て決定するものとする。

- 2 副会長、会計、会計監査、事務局長、事務局次長、顧問及び相談役は、会長が指名する。
- 3 副会長及び会計は兼務することができる。
- 4 グループ委員長はグループの中より選出する。

(役員職務)

第8条 役員職務はそれぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 副会長は、グループの代表の職につくものとする。
- (4) 会計は、委員会の会計事務を行う。
- (5) 会計監査は、委員会の会計の監査にあたる。
- (6) 顧問は、役員相談事項について意見を述べる。
- (7) 相談役は会長及び委員会への助言をする。
- (8) グループ委員長はグループを統括し、進捗状況を委員会へ報告をする。
- (9) 事務局長は事務局事務を監理する。

(役員任期)

第9条 委員及び役員任期は委員会の目的が達成されたときまでとする。

ただし、就任時における所属団体等の職を離れたときは後任者が残任期間を務めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は委員及び役員に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員総会、役員会、正副事務局会議、グループ会議とする。

- 2 会議は、会長が招集する。

(総会)

第11条 総会は、必要に応じて開催し、次の事項を審議し承認する。

- (1) 委員会の規約の制定及び改廃に関する事項。
 - (2) 役員承認に関する事項。
 - (3) 事業計画、収支予算及び収支決算に関する事項。
 - (4) その他議長が必要と認める事項。
- 2 総会は、委員の過半数の出席者で成立し、出席者の過半数をもって議事を決する。
ただし規約の改廃については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて開催し次の事項を審議する。

- (1) 地域力推進活動の強化、促進に関する事項。
- (2) 地域力推進活動に対する、予算、費用に関する事項。
- (3) その他会長が必要と認める事項。

(正副事務局会議)

第13条 正副事務局会議は、必要に応じて開催し次の事項を審議する。

- (1) 地域力推進活動の連携、強化、促進に関する事項。
- (2) 地域力推進活動に対する、各グループの活動状況。
- (3) その他会長が必要と認める事項。

(グループ会議)

第14条 グループ会議は、会長が指名する委員で構成し、水野連区における地域力向上にかかるアクションプランの提案、諸活動の情報交換、確認、意見の調整を行う。

(報酬)

第15条 委員及び役員の報酬は、無報酬とする。

(経費)

第16条 委員会運営のための必要な経費は、補助金・その他の収入をもって充てる。

(決算)

第17条 委員会の収支決算は会計が作成し、会計監査を得て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日をもって終わる。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年4月1日より施行する。
- 2 この規約は、平成28年4月1日より施行する。
- 3 この規約は、平成30年4月1日より施行する。